# 市政相談申込方法等

#### ◆申込みができる人

三田市内に在住、在勤、在学(高校生以上)している人。

## ◆相談内容

市政に関すること。

#### ◆相談日

4月、5月、7月、8月、10 月、11 月、2 月の1 日。1 日が休日と重なる場合は、次の開庁日となります。(やむを得ず日程が変更される場合があります。)

## ◆相談時間

毎回午後1時から。相談時間は50分以内とさせていただきます。

## ◆相談場所

三田市役所 本庁舎6階 委員会室

# ◆応対議員

原則3名の議員が応対します。応対する議員の指名はできません。

## ◆申込み方法

申込書の太枠内をご記入の上、希望する相談日の前月の25日までに、三田市役所本庁舎6階議会事務局議事総務課窓口(平日9時~17時30分)にご持参いただくか、郵送又はFAXにより申込書をお届けください。25日が休日と重なる場合は、前の開庁日までにお願いします。

申込書は、市議会ホームページからダウンロードできます。ダウンロードできない方は、議会事務局にご連絡いただきましたら郵送又はFAXさせていただきます。 なお、各相談日の相談受付は3件までとさせていただいておりますので、超える場合はお受けできない場合がありますのでご了承願います。

#### ◆申込みに際しての留意事項

- (1) 市政相談は、苦情や要望・陳情をお伺いする場ではありません。相談内容については市政に関することとしております。
- (2)同じ相談者による同じ内容の相談については、お受けすることができません。
- (3)既に裁判や監査等に判断を仰いでいる事案については、お受けすることができません。
- (4)公序良俗に反する内容、もっぱら苦情や要望を目的とする内容については、お受けすることはできません。
- (5)相談内容によっては、関係機関等を紹介する場合があります。